

医療連携 ～ 区中央部脳卒中医療連携～

台東区 保健福祉部参事
井元浩平

東京発医療改革

- **患者中心の医療**
 - 患者の声相談窓口の創設
- **365日24時間の
安心安全な医療**
 - 都立病院改革
 - 東京ER
 - 小児初期救急
 - 地域医療システム化



医療ネットワーク

- **東京都CCUネットワーク**
 - 現在都内62施設のCCUがネットワークを構築している(東京都 CCU連絡協議会 昭和53年～)
- **東京都周産期医療ネットワーク**
 - 都内を8ブロックに分け、総合周産期母子医療センターを中心に周産期救急やNICUのネットワークを構築している(東京都周産期医療協議会 平成9年～)

医療連携の推進

- **地域医療連携推進事業** 平成4年
 - かかりつけ医機能推進 病診連携推進の先駆け 病院での医療連携室の設置に追い風
- **地域医療支援病院**
 - 平成9年 第3次医療法改正で制定
 - 都内6病院(東部地域病院、多摩南部地域病院、武蔵野赤十字病院、榊原記念病院、川北総合病院、多摩北部医療センター)
- **診療情報提供書**
 - 平成10年 保険点数化

社会システム維持発展に重要な要素

- 制度的、経済的な裏付けが明確であること(権力・貨幣)
- 深刻かつ重要な社会問題への取り組みであること(真理)
- 熱心な旗振り役がいること(愛)

()は社会学者ルーマンの言うコミュニケーション・メディア

地域医療システム化推進協議会

- 目的: **かかりつけ医の定着**や**医療機関相互の連携**など、地域医療の充実を図る為の方策を、二次保健医療圏を単位として一体的に推進する為に、特別区の二次保健医療圏ごとに「地域医療システム化推進協議会」を設置する。
- 協議事項:
 - 「**かかりつけ医機能推進事業**(平成7年～13年)」及び「**医療機能連携推進事業**(平成6年～16年)」の一体的な推進に関する事
 - 救急医療、ターミナル・ケア及びリハビリテーション医療など、地位の特性を踏まえた総合的な地域医療の確保に関する事
 - 医療情報の活用に関する事
 - 保険医療計画に関する事
 - その他地域医療の充実を図る為に必要な事

推進協議会の運営

- **実施方法**:原則として、協議会の運営を担う二次保健医療圏内のいずれかの特別区(以下、「幹事区」という)と東京都が協議会設置委託契約を締結して実施する。
- **幹事区**:幹事区は各二次保健医療圏内の特別区と東京都が協議の上、二次保健医療圏を構成する特別区の互選により決定する。幹事区は協議会運営の事務局業務を担うものとする。

(平成12年 区中央部 平成13年 区南部)

区中央部地域医療システム化 推進協議会

- 平成12年度
 - 12月協議会設置(13年の幹事区は台東区)
- 平成13年～15年
 - 課題の整理
- 平成16年～18年
 - 脳卒中医療連携検討会が下部組織として発足

平成12年～15年の議題

- 地域医療システム化に向けた課題の整理
 - 医療資源の把握(H13)
 - 医療機関の役割分担と連携を効果的に進めるための情報提供と意識啓発(H13、14)
 - ネットワークによる機能的な連携システム構築の具体的な取り組み(H15)
 - プライマリケアにおける医科歯科薬科の円滑な連携の仕組みの整備(H14、15)
 - 初期救急医療、小児応急診療、休日夜間診療の充実(H13)
 - 実効性のある災害医療体制の整備(H13)

区中央部脳卒中医療連携検討会

- 平成16年 区中央部脳卒中医療連携検討会設置
 - 論点は急性期医療の現状把握、回復期医療の基準、普及啓発
- 平成17年度 区中央部脳卒中医療提供体制に関する調査
- 平成18年度 脳卒中医療連携リストの作成

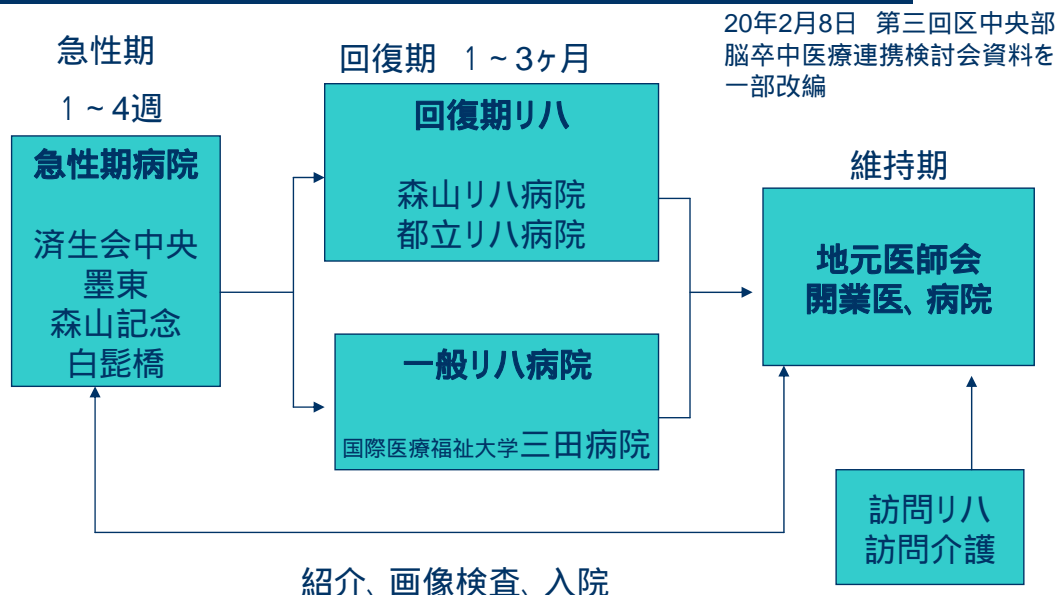
ネットワーク構築における区中央部の特性

- 高度医療実施機関が多数存在する
 - 中心となる医療機関が多数存在し、まとまりがつきにくい(誰がネットワークを管理するか)
- 救急搬送システムが確立している(都内共通)
 - 付加的なシステム導入が容易にできない
(周産期医療ネットワークの救急システムも苦労している)

ネットワーク運用の当面の考え方

- 脳卒中救急医療は当面医療機関の認識次第
 - 脳卒中症例の評価を救急隊がやるのか、医療機関がやるのか
- ネットワークの管理をだれが如何に行うかが当面のポイント
 - 医療機関リスト管理、救急患者の搬送の調整など
- ネットワーク運用の最終的な成否は回復期、維持期の受け皿がポイント
 - 議論はどうしても救急医療に偏りがちであるが

地域連携パスのイメージ



脳卒中医療連携リスト登載医療機関数

- 病院・有床診療所 26施設
 - 急性期 18施設 t-PA 10施設 24時間 12施設
 - 回復期 13施設 維持期 11施設
- 診療所 141施設
 - 訪問診療 95施設 訪問リハ 9施設
 - 外来リハ 9施設 外来診療 115施設
- 福祉施設 179施設
 - 特養ホーム 老健施設 ショートステイ デイケア
 - 訪問看護ステーション 地域包括支援センター

脳卒中医療連携リスト項目

- 医療機関名 所在地 診療科目
- 施設基準(脳血管疾患等リハ など)
- 病床数 リハ病床 他院患者受入可否 外来、訪問
- t-PA使用可否 急性期リハビリ実施 救急体制
- 医師勤務体制(救急専門医 脳卒中治療専門医 夜間休日専門医勤務 オンコール体制)
- リハ専門職(専門医 PT OT ST)
- 検査体制(MRI CT 緊急検査内容)
- 患者受入窓口(連携窓口)
- バリアフリー 訪問歯科診療

その後

- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」をリニューアル
 - 脳卒中関連の情報を東京都独自に調査し、「急性期」「維持期」「回復期」の対応可能な医療機関が検索できます

平成20年4月から



その後 2

- 区中央部脳卒中医療連携検討会(平成19年度済生会中央病院が事務局)
- 東京都脳卒中医療連携協議会の開催

平成20年4月30日

- 脳卒中急性期医療実施病院の認定ガイドライン作成とガイドラインに基づいた医療連携ネットワークづくり
- 患者発症時に症状に合わせて適切な医療機関に速やかに救急搬送できる体制の構築
- 都民への脳卒中に関する普及啓発

19年度医療法改正

- 疾病又は事業ごとに、必要となる医療機能を明らかにした上で、各医療機能を担う医療機関等の名称や数値目標が記載される新しい医療計画を作成
 - 4疾病 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病
 - 5事業 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療、その他

保健所と医療連携

- 感染症医療
 - 結核医療
 - ノロウイルス感染症
 - 新型インフルエンザ
- 精神医療
- 医療監視(院内感染予防・医療安全など)
- 疾病対策(高血圧、糖尿病など:予防中心)
- リハビリ医療(啓発活動中心)